

平成30年5月8日開催分

Q171 ・ 簡易宿舎の場合、予約時に決済が終わっている場合が多いですが、納税を拒否された場合について、もう少し議論する必要があると思います。納得できる答えがありませんでした。

・ 違法民泊現状の把握ができていないです。

A171 ・ 法令上は、仮に納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第3項）。

・ 違法民泊については、断じて許さないとの決意の下、取組を進めております。平成28年7月には全国に先駆けて「民泊通報・相談窓口」を開設し、平成29年度には、衛生部門の集約化に合わせ、民泊対策の専門チームを設置し、10月1日には2名を増員し、20名に強化しました。さらに、平成30年度の組織改革で、民泊対策の専門チームを旅館業法審査、住宅宿泊事業法審査、宿泊施設監視指導担当の3班を主とした31名体制とし、違法民泊を適正化する取組を充実しております。

Q172 ・ チラシが届いていません。どうすれば入手できますか。

・ 民泊仲介サイトで宿泊税を徴収できるようになっていないのか。そうであれば、どのようにして徴収すればよいのか。

・ 納入申告書の提出期限の特例に関する申請書は、経営申告書と同封されて送られ、同時に提出すればいいのでしょうか。

・ 違法民泊は、宿泊税を納税しなくていいのに、なぜ旅館業法に則って営業をしている宿泊施設だけ納税しなければならないのでしょうか。

A172 ・ 本市ホームページからダウンロードをすることができます。

・ 民泊仲介業者の代理徴収につきましては、現在、複数の事業者と協議を進めているところです。なお、宿泊税の納税義務者は宿泊施設の宿泊者ですが、京都市が宿泊者から直接税を徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、京都市へ申告納入していただくこととしております。

・ 経営申告書を送付する際に、納入申告書の提出期限の特例適用の要件を満たす事業者様に対して、申請書を同封する予定です。納入申告書の提出期限の特例に関する申請書は、申告納入期限までに提出いただくものですので、経営申告書と同時に提出いただいても結構です。

・ 法律の許可等のない宿泊施設についても、宿泊行為が認められた場合は、課税対象となります。

Q173 宿泊税納税者に対する納税義務のチラシの英訳だけでなく、中国語、ハングル語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の6種類は作成してほしいです。

A173 広報物につきましては、日本語以外に、英語、中国語、韓国語での記載をする予定です。
その他の言語については、御意見を踏まえ、検討してまいります。

Q174 ・広報物は多言語対応をお願いします。

A174 広報物につきましては、日本語以外に、英語、中国語、韓国語での記載をする予定です。

Q175 無許可で営業している方へ、徹底してやめる様にしないと、正直に宿泊税を払う方と比較して不公平である。

A175 本年6月の住宅宿泊事業法の施行により、無許可施設（違法民泊）は国の仲介サイト規制が行われることとなることから、営業が困難となりますが、これまで以上に体制を強化し、国の取組とも連携してその根絶を図ることとしています。

こうした無許可施設（違法民泊）根絶の取組とあわせて、税部局においても地方税法上の質問検査権の行使や、税務署や警察等の関係行政機関との連携により、課税対象施設の捕捉を強力に進めてまいります。

Q176 修学旅行の下見で事前に宿泊された場合は、宿泊税の対象となりますか。

A176 修学旅行の下見に係る宿泊行為については課税免除とならないため、宿泊税を徴収していただくこととなります。

Q177 ・ 既にお客様の宿泊料金を清算済みで、宿泊税のみチェックイン時に頂くとき、お客様が、カード払いを希望されたら、その手数料はどうなるのか。
・ お客様が支払いを拒否して徴収できないときはどうなるのか。

A177 ・ 宿泊事業者の皆様にご負担していただくこととなります。
・ 法令上は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償していただくこととなります（地方税法第733条の15第3項）。

Q178 ・ 周知の連絡（通達）は全旅行会社（各支店も含め）に早くからしてほしい。
・ 外国人対策はどうなっているのか。周知はどこまでやっているのか。世界にも発信すべきではないか。
・ 学校行事として甲子園の応援団は宿泊税の課税対象の免除になるのか。
・ お客様とトラブルになったとき、市はフォローすると説明していたが、24時間対応してくれるのか。チェックインの遅い方やチェックアウトの早い方などの対応はしてくれるのか。

- A178
- ・ 旅行者への周知につきましては、関係団体に情報提供を行っており、引き続き宿泊税の周知を徹底してまいります。
 - ・ 外国人観光客への周知につきましては、主要駅でのポスター掲示など、入洛客の皆様に向け、多言語による対応を行ってまいります。
 - ・ 課税免除の対象となる「その他学校行事」とは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。
 - ・ 現在、24時間対応できる窓口はありませんが、御意見も踏まえ検討してまいります。

- Q179
- ・ 帳簿等の保存期限は5年でよいか7年か。
 - ・ この説明会実施の前から、既に多数予約が入っている中、今さら追加で税金はもらえない。宿泊施設のリサーチ不足だと思う。

- A179
- ・ 10月1日以降、宿泊行為のあった翌日から起算して7年間保存していただくこととなります。
 - ・ 10月1日以降の宿泊が課税対象となるものであり、特別徴収義務者である宿泊事業者において徴収していただくようお願いします。本市としても、広報の充実を図り、周知徹底に努めてまいります。

- Q180
- ・ 各予約サイトの宿泊料金に宿泊税を加算した場合、サイトへの手数料の対象となるため、区別して徴収したい。現金での徴収が一番よいのか。
 - ・ 支払義務は宿泊者にあると理解したが、万一の督促などは京都市が行ってくれるのか。

- A180
- ・ 予約サイトを通じた宿泊税の徴収方法につきましては、各予約サイトと協議のうえ、決めていただければ結構です。
 - ・ 納税されない場合につきましては、法令上は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償していただくこととなります(地方税法第733条の15第3項)。

- Q181
- ・ 事前カード決済で宿泊税のみ徴収して領収書(預り証)は発行できますか。
 - ・ 宿泊税を財源とする事業経費の余剰金はどう使いますか。
 - ・ システム変更の費用は負担してもらえるのですか。
 - ・ 宿泊数の申告は納税を納得していただいた方のみでよいですか。
 - ・ 宿泊数の申告の確認はどのような方法をされますか。

- A181
- ・ 宿泊税のみの徴収でも領収書を発行していただきますようお願いいたします。
 - ・ 余剰金はない見込みです。

- ・ システム変更費用は負担しませんが、毎年度の特別徴収税額の割合の2.5%（当初5年間は3%）を補助金として交付（上限：200万円）する制度を設ける予定です。
- ・ 課税対象となる宿泊数を申告していただきますようお願いします。
- ・ 必要に応じて、税務調査を行います。

Q182 宿泊料金が前払いの場合、宿泊事業者の仕事量の負担を減らすため、海外大手のブッキングサイトと提携して、そちら側から税金を徴収してほしいです。

A182 宿泊予約サイト等の代理徴収につきましては、現在、複数の事業者と協議を進めているところです。

Q183

- ・ 食事付宿泊における食事料金の設定はいくらまでですか。
- ・ 幼児・子供料金は総額・総数から除外となっていますが、何歳までを対象とするのか。それとも500円の乳幼児も課税対象ですか。（宿泊税特別徴収の手引き7ページの例1）

A183

- ・ 食事付宿泊における食事料金の設定につきましては、各宿泊施設で実態に応じ、適切に判断いただきますようお願いいたします。
- ・ 幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば、課税対象となります。当該料金（500円）が宿泊行為の対価であるかどうかで判断していただくこととなります。

Q184 観光客のための税であれば、観光で来られていない方へも課税するのですか。

A184 本市の宿泊税は、宿泊客の方が行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊客に広く薄く負担を求めるものです。

Q185

- ・ 定員22名の保養所ですが、特例対象となりますか。
- ・ ポイントカードや無料券を発行しており、ポイントが貯まると宿泊料が無料となった場合の宿泊税は。
- ・ 宿泊料1000円の幼児は課税対象ですか。
- ・ キャンセル料が発生した場合の宿泊税は。
- ・ 税金の徴収後の用途を公開していただけますか。

A185

- ・ 定員22名であれば、初年度は経過措置が適用されますので、申告納入期限の特例の対象となります。
- ・ 当該割引（無料を含む。）サービスが宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。これに該当し無料となった場合は、

宿泊料金を徴収されていませんので、宿泊税を徴収していただく必要はありません。

- ・ 金額・年齢に限らず、宿泊行為の対価としての宿泊料が発生する場合は課税対象となります。
- ・ キャンセル料が発生しても、宿泊行為がなければ課税されません。
- ・ 徴収していただいた宿泊税の用途につきましては、予算及び決算時に議会に報告するとともに、市民及び事業者の皆様にもホームページ等で公表する予定です。

Q186 宿泊前に費用の一部をデポジットとして支払いを受けるものがあります。その場合の申告のタイミングやノーショウの場合について

例1 5月 デポジット支払
6月 宿泊 全額支払 の場合

例2 5月 デポジット支払
6月 ノーショウ キャンセル料支払 の場合

上記の2パターンにおいて、対象となる金額と申告のタイミングを教えてください。

A186 例1の場合、対象となる金額は、宿泊料金全額です。申告のタイミングは、宿泊日が属する月の申告分として計上し、宿泊日が属する月の翌月に申告してください。

例2の場合、宿泊行為が存在しないので、宿泊税は課税されません。

Q187 周知させる自信があるなら、京都市役所が徴収すればよいのではないですか。

A187 地方税における特別徴収義務は、法令上当然に義務付けられたものであり、条例上において、旅館業及び住宅宿泊事業を営む者を特別徴収義務者とするとして定めております。なお、周知につきましては、これまでも本市ホームページへの掲載などにより、情報発信に努めてきたところであり、今後も主要駅でのポスター掲示やチラシの配布などにより、取り組んでまいります。

Q188 宿泊税について、ご理解いただけない場合、京都市に連絡して、対応（説明）いただけるという話がありましたが、こちらは24時間対応でしょうか。（チェックイン時間は深夜や早朝の可能性もあります。）

A188 現在、24時間対応できる窓口はありませんが、御意見も踏まえ検討してまいります。

Q189 幼児布団のみの使用であっても、宿泊税の課税対象となりますか。

A189 料金が宿泊行為の対価であるかどうかで御判断いただくこととなります。宿泊の対価として、幼児布団の使用料等が発生するならば、宿泊税の課税対象となります。

Q190 周知は日本全国、海外にもお願いしたいと思います。

A190 周知につきましては、これまでも、本市ホームページへの掲載などにより、情報発信に努めてきたところです。今後も、主要駅でのポスター掲示など、入浴客の皆様に向け、宿泊税の周知を徹底してまいります。また、旅行業者等への周知につきましては、関係団体に情報提供を行っており、引き続き宿泊税の周知を徹底してまいります。

Q191 全額をポイントで精算された場合や無料招待券で宿泊された場合は、課税されますか。

A191 ポイントや無料招待券が宿泊施設の経営者自らのサービスにより、宿泊料金が無料となった場合は、課税されませんが、その他の業者のサービスによる場合は、サービス適用前の宿泊料金に対して課税されます。

Q192 ・ 広報のチラシやポスターについて、日本語や英語だけでなく、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語等の多国の言語で作成してほしいです。
・ 京都市として、深夜帯でも連絡できるような体制を整えてほしいです。

A192 ・ 広報物につきましては、日本語以外に、英語、中国語、韓国語での記載をする予定です。
・ 現在、24時間対応できる窓口はありませんが、御意見も踏まえ検討してまいります。

Q193 ・ 中国、ハングルの案内は作成されないのですか。
・ 高校総体などのスポーツ団体は免除にならないのですか。
・ 宿泊税を支払われなかった宿泊者を宿泊されなかったことにするとのことですが、人数に入れなければ宿泊税を支払わなくてよいのでしょうか。
・ 消費税の時のように、施行前の予約に関しては免除してほしいです。
・ 楽天などのオンライン決済のシステムは、ルーム代に宿泊税を乗せた金額を入力できません。入力すると、宿泊税に対しても消費税がかかるようなシステムとなっています。システムを改修するよう京都市からも働きかけてください。

A193 ・ 広報物につきましては、日本語以外に、英語、中国語、韓国語での記載をする予定です。
・ 課税免除の対象となる「その他学校行事」とは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。
・ 宿泊税が支払われなかった場合でも、実際に宿泊し、宿泊料金を支払われているのであれば、宿泊税の申告及び納入は必要です。適正な申告及び納入を行ってください。
・ すでに予約されている方につきましても、10月1日以降に宿泊される方は課税の

対象となります。

- ・ 旅行者への周知につきましては、関係団体に情報提供を行っており、今後も、入浴客の皆様に向け、様々な媒体を通じて宿泊税の周知を徹底してまいります。

- Q194
- ・ 運営受託の形で経営している場合、特別徴収義務者はオーナー側ですか。それとも運営側ですか。
 - ・ 宿泊中の宿泊者が死亡された場合、宿泊税の徴収は必要ですか。
 - ・ 広報業務はどのように行われていますか。特に国外からの旅行者に対する周知について教えてください。
 - ・ 他に宿泊税を導入している自治体の取組みと比較等できませんか。
 - ・ 自社ホームページに宿泊税についての記載を行う際の費用は市に負担してもらえないのでしょうか。

- A194
- ・ 宿泊税の特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む方です。ただし、実際にその施設の経営に責任を有している方（全面的に経営を委託している場合など）が別にいる場合には、その方が特別徴収義務者となる場合がありますので、税制課までご相談ください。
 - ・ 特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を受取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合は、申請により、納入義務を免除します。
 - ・ 周知につきましては、これまでも、本市ホームページへの掲載などにより、情報発信に努めてきたところです。今後も、主要駅でのポスター掲示など、入浴客の皆様に向け、宿泊税の周知を徹底してまいります。また、旅行者等への周知につきましては、関係団体に情報提供を行っており、引き続き宿泊税の周知を徹底してまいります。
 - ・ 現在、東京都及び大阪府において宿泊税が導入されています。それぞれの制度内容については、各ホームページに掲載されています。
 - ・ ホームページへの掲載費用は負担しませんが、宿泊事業者の方の宿泊税の徴収に係る事務経費に対する補助金として、前年度に徴収していただいた宿泊税額の2.5%（条例施行当初5年間は3%）を補助する制度を創設する予定です。

- Q195 宿泊者が大変少ないので、宿泊者を増やす協力をお願いします。

- A195 宿泊税は、市民、観光客、観光関係事業者の方が宿泊税の導入効果を実感できる取組に充当していきます。具体的には、「混雑対策」「民泊対策」「宿泊事業者支援」「受入環境整備」「文化振興・景観保全」といった分野の事業に充てていくこととしています。